

## リフレッシュ休暇実施要綱の制定について（例規）

最終改正 平成 7 . 3 . 31 7 京務第400号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各部長あて

最近の社会経済の発展、生活様式の多様化等に伴い、国民生活は、物を求める時代から心の豊かさに価値観を求める時代へと移行し、労働時間の短縮、余暇時間の拡大等ゆとりある生活の実現が強く望まれている。

当府警察においても、夏季における年次休暇の計画的取得を促進するなどの措置を講じてきたところであるが、更に、職員の年次休暇の取得を促進させ、心身のリフレッシュを図るとともに、人間的な豊かさを高め、もって魅力ある職場づくり及び職場の活性化に寄与するため、この度、みだしの要綱を下記のように定め、平成 3 年 6 月 1 日から実施することとしたから、その効果的な運用に努められたい。

### 記

#### リフレッシュ休暇実施要綱

##### 1 趣旨

この要綱は、京都府警察職員（以下「職員」という。）が、心身のリフレッシュを図るとともに、人間的な豊かさを高めるため、計画的に取得する休暇（以下「リフレッシュ休暇」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

##### 2 リフレッシュ休暇の性格

リフレッシュ休暇は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第41条に規定する年次休暇をもって充てるものとする。

##### 3 リフレッシュ休暇の種別、対象職員、日数、取得時期等

リフレッシュ休暇の種別、対象職員、日数、取得時期等は、別表のとおりとする。

##### 4 リフレッシュ休暇の手続

(1) 職員は、リフレッシュ休暇をとろうとするときは、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）第22条第1項に規定する休暇・旅行等届出（申請）書にその旨を記載して、所属長に事前に届け出るものとする。

(2) 前記4の(1)の規定は、所属長がリフレッシュ休暇をとるときに準用する。この場合において、前記4の(1)中「職員」とあるのは「所属長」と、「所属長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

##### 5 所属長の配意事項

所属長は、リフレッシュ休暇の取扱いに当たって、次の事項に配意しなければならない。

(1) 自ら率先し、リフレッシュ休暇を取得するなどして、リフレッシュ休暇の取得しやすい雰囲気づくりに努めること。

(2) リフレッシュ休暇の取得計画を策定するなどして、職員がリフレッシュ休暇を公平、かつ、円滑に取得できるように努めること。

##### 6 職員の心構え

職員は、リフレッシュ休暇の趣旨を十分理解の上、有効な余暇利用及び心身のリフレッシュに努めなければならない。

## 別表

## リフレッシュ休暇の種別、対象職員、日数、取得時期等

種 別	対 象 職 員	日数	取 得 時 期	備 考	
1 永年勤続休暇	永年勤続表彰受賞者	30年勤続表彰受賞者	10日	表彰を受けた日の翌日から1年以内	
	永年勤続表彰受賞者	20年勤続表彰受賞者	7日		
		10年勤続、15年勤続、25年勤続及び35年勤続の職員	5日	勤続年数がそれぞれ10年、15年、25年、35年に達する日の属する会計年度内	
2 受賞休暇	次の表彰を受賞した職員 全国優秀警察職員表彰、全国優良警察職員表彰、近畿管区内優秀警察職員表彰、近畿管区内優良警察職員表彰、京都新聞警察賞、近畿の警官、警察本部長賞詞 (永年勤続及び永年勤続による退職によるものを除く。)	5日	表彰を受けた日の翌日から3箇月以内		
3 記念日休暇	(1) 誕生日休暇	全職員	1日	記念日の前後1週間以内	
	(2) 結婚記念日休暇				
4 シーズン休暇	(3) 夏季休暇	全職員	6日	7月1日から10月末日までの間	左記の期間中は、夏季休暇又は冬季休暇の取得を優先させること。
	(4) 冬季休暇		2日	1月4日から2月末日までの間	
5 ゆとり休暇	全職員	7日	スポーツ、レクリエーション、旅行、研修、各種資格取得その他余暇活動を行うために必要な時期	「その他余暇活動」には、町内会行事、PTA活動、サークル活動、文化活動等を含む。	
6 元気回復休暇	長期にわたる捜査、警備等に従事した職員	3日	当該捜査、警備等の終了後、所属長が指定する日から2箇月以内	「長期にわたる捜査、警備等」とは、事件、事故、災害等の発生に伴い、おおむね1箇月以上の期間、集中的に警察力を運用したものをいう。	
7 繰越休暇	前年における年次休暇の取得日数が6日未満の職員	6日	所属長が対象職員がリフレッシュするために必要と認めて指定する時期	「繰越休暇」とは、業務多忙でリフレッシュ休暇の取得が困難な職員に対して、公平に休暇を取得させる目的で所属長が取得時期等を指定して取得させる休暇をいう。	